

根拠法令	奈良県土採取規制条例（第2条、第12条） 奈良県土採取規制条例施行規則（第8条）	担当課 担当係	景観・自然環境課 採石係 0742-27-8749																
制度の概要	土の採取を行なう者について、採取の届出、採取跡地の整備等の規制を行なう。																		
目的	土の採取に伴う災害を防止し、あわせて県民の生活環境の保全に資することを目的とする。																		
対象地域	県内全域																		
規制内容	<p>1 知事への届出 埋土、盛土その他の用に供し、又は供させる土の採取（当該採取に係る土を土採取場から搬出することを伴うものに限る）を行おうとする者は、土の採取を行おうとする日の30日前までに、知事に届出なければならない。</p> <p>2 適用除外 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体の実施する事業に係る事業地において当該国等が行なう土の採取 (2) 規則で定める法令に基づく許可、認可等を受け、又は届出をした者が当該許可、認可、届出等に係る事業のため当該事業地において行なう土の採取 (3) 通常管理行為として行なう土の採取、軽易な土の採取その他の土の採取で規則で定めるもの（土採取場の面積が1,000㎡未満であって、かつ採取する土の数量が2,000㎡未満の規模のもの等）</p>																		
許可等の基準	奈良県土採取規制条例指導要綱による。 公共の福祉に反しないこと。 1 他人に危害を及ぼさないこと。 2 公共の用に供する施設を損傷しないこと。 3 他の産業の利益を損じないこと。																		
手続のフロー図	奈良県土採取規制条例の規定による届出 <table border="1" data-bbox="392 1599 1299 2029"> <tr> <td data-bbox="392 1599 603 1715">届出者</td> <td data-bbox="603 1599 812 1715">市町村</td> <td data-bbox="812 1599 1054 1715">管轄土木事務所</td> <td data-bbox="1054 1599 1299 1715">景観・自然環境課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1715 603 2029">届出書</td> <td data-bbox="603 1715 812 2029">意見書 交付</td> <td data-bbox="812 1715 1054 2029">受理 進達</td> <td data-bbox="1054 1715 1299 2029">受理・審査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 2029 603 2056"></td> <td data-bbox="603 2029 812 2056">提出</td> <td data-bbox="812 2029 1054 2056"></td> <td data-bbox="1054 2029 1299 2056"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 2056 603 2083"></td> <td data-bbox="603 2056 812 2083">受理通知</td> <td data-bbox="812 2056 1054 2083"></td> <td data-bbox="1054 2056 1299 2083"></td> </tr> </table>			届出者	市町村	管轄土木事務所	景観・自然環境課	届出書	意見書 交付	受理 進達	受理・審査		提出				受理通知		
届出者	市町村	管轄土木事務所	景観・自然環境課																
届出書	意見書 交付	受理 進達	受理・審査																
	提出																		
	受理通知																		